

2025年
7月1日
から

犬猫を10頭以上 飼っている方は 届出が必要です



「多頭飼養届出制度」がはじまり、義務化されます

届出が必要な方

同一の敷地内で、犬や猫を合わせて10頭以上飼養または保管している方
(生後90日以内の子犬・子猫は、頭数に含みません)

※ 届出期限 届出の対象となった日から30日以内

※ 第一種・第二種動物取扱業者が業として飼う場合などは対象外

【届出先・制度についてのお問合せ】

豊田市動物愛護センター

〒471-0002 豊田市矢並町法沢715-4 (鞍ヶ池公園内)

☎ 0565-42-2533

✉ doubutsu-aigo@city.toyota.aichi.jp